

「群馬県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」の概要

■ 1 根拠法令等

(1) 根拠法令（関係法令）

社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）第68条の5

(2) 政省令

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年八月十九日厚生労働省令第三十四号）

■ 2 条例の内容

(1) 趣旨・目的

平成30年6月に社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）が改正され、「貧困ビジネス」への規制の強化及び単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託できる仕組みが創設された。

これらの改正事項の施行日は令和2年4月1日となっており、都道府県・指定都市・中核市においては、令和元年8月19日に交付された厚生労働省令を元にして、施行日までに条例で無料低額所宿泊所の基準を定めなければならないとされているため、本条例の制定を行うものである。

(2) 内容

厚生労働省令で定める基準を踏まえ、以下の分類に基づき条例を作成した。本条例については、標準とすべき基準及び参酌すべき基準ともに、原則として省令どおりとしている。理由としては、以下のとおり。

(理由)

- ①内部検討及び既存施設からの意見聴取の結果、現時点において省令どおりとしない理由がない。
- ②社会福祉法は基本的には、全国統一の基準により運用されており、公平性・平等性の観点から特殊な事情がない限り取扱いも同様とすべきであり、群馬県には特殊な事情がないこと。

基準の区分	内容	基準
標準とすべき基準	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	・職員等の資格要件 ・施設の規模 ・施設の設備 ・職員配置の基準 ・入居申込者に対する説明、契約
参酌すべき基準	十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	上記以外の基準。

■ 3 検討結果

- ・令和元年9月11日 施設運営事業者（県内では1事業者のみ）と打ち合わせを行い、厚生労働省令で示された基準について説明を行った。